

輸出禁止品目一覧

(2018年5月15日付政令69/2018/ND-CP等で規定)

最終更新日：2020年11月30日

No	輸出品の詳細	所轄官庁 ¹
1	武器、弾薬、爆薬（工業用爆薬を除く）、軍事技術設備	国防省
2	a. 全国民、政治団体、社会政治団体に帰属する国内遺跡、骨董品、財産 b. ベトナム国内での普及・流通が禁止されているものまたは普及流通が停止されている、または廃止、没収および破壊の命ぜられている文化製品	文化・スポーツ・観光省
3	a. ベトナム国内での普及・流通が禁止される出版製品 b. 郵便法関連規定により販売、交換、展覧、宣伝の禁止対象となる郵便切手	情報通信省
4	国内自然林を源泉とする丸太および製材	農業農村開発省
5	a. CITES付録IIに記載の天然資源の内、希少且つ絶滅危惧の野生動物および植物のサンプル、および2019年1月22日付政令06/2019/ND-CPのグループIA-IBに属する商用目的の貴重価値・希少動植物、農作物 b. シロサイ、クロサイ、アフリカ象のサンプルまたは加工品 c. 2019年1月22日付政令06/2019/ND-CPのカテゴリIに属する希少および絶滅危惧の品種 d. 輸入禁止リスト記載の水産 e. 2004年3月24日付国会常務委員会令16/2004/PL-UBTVQH11に定められている貴重価値・希少動植物、植物栽培用種子 ²	農業農村開発省
6	国家機密保持に関わる暗号化機および暗号化ソフトウェアなどの特殊機械	国防省
7	a. 化学兵器禁止条約および2014年5月6日付政令38/2014/ND-CPの付録Iに規定された第1種有毒化学品 b. 2017年10月9日付政令113/2017/ND-CPの付録IIIに定められている	商工省

¹ 各所轄官庁は輸出入関税リスト上のHSコードを明記する一覧表を発売している。² 2018年畜産法および2018年作物生産法が2020年1月1日に施行されたことにより、国会常務委員会令16/2004/PL-UBTVQH11も同日付で失効しているが、これに代わる規制は、現段階では定められていない。

ベトナム貿易管理制度

	禁止の化学製品	
--	---------	--

輸出管理品目一覧

輸出入管理品目の所轄官庁は商工省（旧商業省）が直接管轄するが、品目によっては関連する所轄官庁と協議され、別途各品目の詳細規定が各省によりガイドラインや通達によって定められる。以下は商工省および各関連官庁が公布した輸入管理品目一覧である。

【商工省】

No	物品	管理形態
1	a. 有毒化学物質およびそれを含有する製品全般 b. 2014年5月6日付政令38/2014/ND-CPの付録Iの表2-3に定められている化学製品 c. 工業用前駆物質	化学物質関連法令 2014年5月6日付政令 38/2014/ND-CP 2016年7月1日付政令 77/2016/ND-CP 2018年1月15日付政令 08/2018/ND-CP 輸出許可証
2	鉱物（建材としての鉱物を除く）	輸出の諸条件や輸出基準を明記した条件付輸出品一覧の発布
3	火薬類および産業用火薬類の工業用前駆物質	輸出許可証
4	外国規定による輸出クォータ適用対象の製品	輸出許可証
5	国際的な条約などでベトナムが合意し締結した輸出管理品目	輸出許可証
6	自動輸出許可証の適用対象製品	自動輸出許可証

【交通運輸省】

該当なし

【農業農村開発省】

No	輸出品	管理形態
1	a. CITES付録Iに記載の天然資源の内、希少且つ絶滅危惧の野生動物および植物のサンプル	農業農村開発省はワシントン条約の規定に依拠して、輸出の諸条件と輸出手続きのガイドラインを発表する。

	b. CITES付録II、III記載の絶滅危惧の野生動物および植物ならびに配合、育成、人工栽培による同文書記載の絶滅危惧の野生動物および植物 c. 2019年1月22日付政令06/2019/ND-CPに記載のあるグループIIA および IIB の貴重動植物および稀少動植物	農業農村開発省は輸出の具体的な諸条件と輸出手続の具体的なガイドラインを発表する。
2	貴重、希少な植物品種と家畜品	農業農村開発省は植物品種の法令および家畜品種の法令に関する詳細ガイドラインを規定する。
3	観賞植物、緑陰樹、古木	輸出条件および必要書類の発行
4	国内自然林を源泉とする木材や薪から作った薪および木炭	農業農村開発省は輸出の具体的な諸条件と輸出手続の具体的なガイドラインを発表
5	a. 条件付輸出対象水産物 b. 一般輸出水産物	適用対象一覧の公表

【天然資源環境省】

該当なし

【情報通信省】

No	輸入品	管理形態
1	印刷物（本、新聞、雑誌、絵画、写真、カレンダー）	出版関連法令

【文化・スポーツ・観光省】

No	輸出品	管理形態
1	記録素材を問わず、映画作品およびその他映像・音声製品	出所証明
2	記録素材を問わず、すべての種類の文化製品	出所証明
3	造形美術、応用美術、絵画、写真の著作物	出所証明
4	全国民、政治団体、社会政治団体に帰属しない遺物および骨董品	輸出許可証

【保健省】

No	輸出品	管理形態
1	特別管理指定の薬品	輸出の諸条件等を記載する輸出許可証の交付
2	向精神薬、添加物、薬物になりうる製品の材料	輸出の諸条件等を記載する輸出許可証の交付
3	希少および貴重な固有種ならびに特別管理に規定されている薬草	輸出の諸条件等を記載する輸出許可証の交付
4	向精神薬、添加物、薬物になりうる製品である薬物および薬物の材料で、希少および貴重な固有種ならびに特別管理に規定されていないもの	必要に応じ輸出できる；輸出製品のパッキングリストは不要
5	保健省が管轄の食品衛生の適合宣言記載の法および規定に従う食品	必要に応じ輸出できる；輸出製品のパッキングリストは不要
6	医療機器	必要に応じ輸出できる；輸出製品のパッキングリストは不要
7	殺虫、殺菌、治療目的の化学品および栄養食	必要に応じ輸出できる；輸出製品のパッキングリストは不要
8	化粧品	必要に応じ輸出できる；輸出製品のパッキングリストは不要

【ベトナム国家銀行】

No	輸入品	管理形態
1	純金	輸出許可証

供給調整品目

首相決定により、前記のほか政府が供給安定化を目的に管理する品目が定められる。かつて米輸出に課されたクォータは廃止され、輸出は各企業に任せられるようになった。また、輸入品を原料とする肥料の輸出に必要であった商工省への輸出許可証の申請が廃止され、各企業は直接関税局で輸出手続を行うようになった。